

第8次粉じん障害防止総合対策について



新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、粉じん障害防止規則が全面施行された昭和56年と比べ、大幅に減少し、近年は200人台で推移しており、平成23年においては初めて200人を下回り(174人)、粉じん障害の防止対策の効果はあがっております。

厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、第8次粉じん障害防止総合対策(平成25年度～平成29年度)を策定しました。

今後、事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、粉じん障害防止のための措置を徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置の実施に協力しましょう。

第8次粉じん障害防止総合対策の重点事項

- 1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- 2 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- 3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 4 離職後の健康管理



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署